平成２６年（フ）第１８３２号
名古屋市西区名駅２丁目25番11号　ブルーム名駅701号
破産者　奈良崎　正
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８４号
大阪府柏原市大県２丁目２番30号　宮ノ里マンションＡ棟205号、前住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目１番29号　ハウスＮｏ．334
破産者　髙津　和子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６１号
神戸市垂水区福田２丁目４番24号、従前の住所神戸市垂水区塩屋北町３丁目13番２号
破産者　吉田国夫こと　倪　　邦国
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６２号
神戸市垂水区福田２丁目４番24号、従前の住所神戸市垂水区塩屋北町３丁目13番２号
破産者　吉田れい子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３号
奈良県五條市小島町100番地の３
破産者　本迫　正晴
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第６１号
高知市槙山町12番17号　第２明石コーポ305号室、申立時の住所高知市朝倉甲532番地22
沖田県教職員住宅Ｂ－４
破産者　妙木　　誠
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５３号
北九州市小倉北区赤坂２丁目15番２－303号
破産者　渕上　恵三
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８６号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3039番地５
破産者　古賀　竜巳
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長崎県平戸市鏡川町23番地、従前の住所長崎県平戸市宮の町607番地
破産者　プリンセスやまだこと　山田　義孝
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
熊本市南区出仲間８丁目２番52号　マノアール・ウエスト106
破産者　村上　誠也
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４８号
大分市下郡東１丁目３番27号　セジュールⅡ野崎Ｂ102、開始決定時の住所大分市下郡東１丁目10番６号　エスペランスひらのＢ101
破産者　平山　謙吾
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０９号
沖縄県南城市玉城字志堅原40番地
破産者　當山　朝真
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８２号
栃木県栃木市大皆川町471番地２
破産者　清野　幹夫
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２６２号
山梨県甲府市善光寺３丁目23番４号
破産者　三澤　優子（旧姓三沢）
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
静岡県伊豆の国市四日町226番地の４
破産者　辻　　伸子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
静岡県駿東郡清水町畑中４番地の５
破産者　工藤　久佳
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
愛知県刈谷市高津波町７丁目206番地　マンション池田403号、前住所愛知県刈谷市宝町６丁目43番地
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
愛知県西尾市鳥羽町北荒井42番地
破産者　エルームマキノこと　牧野　末男
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
滋賀県草津市矢橋町1956番地２、前住所滋賀県草津市笠山３丁目14番６号
破産者　笹下　則雄
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部